

長崎外国語大学 社会連携センター規程

(平成 24 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎外国語大学学則第 5 条第 2 項の規定に基づき、長崎外国語大学社会連携センター(以下「センター」という。)の事業、組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、長崎外国語大学(以下「本学」という。)と社会との連携について総合的な施策を策定するとともに、その実施について中心的な役割を果たすことにより、本学における社会との連携を推進し、本学の社会貢献並びに教育研究の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 3 条 前条にいう「本学と社会との連携」の意義は、以下のとおりとする。

(1) 「本学」とは、以下の人的資源、知的財産、物的資産をいう。

人的資源：教員、研究者、学生、職員、同窓会、保護者等

知的財産：研究成果、教育コンテンツ、教育メソッド等

物的資産：図書、施設・設備等

(2) 「社会」とは、以下の政府・自治体、産業界、地域コミュニティ、教育機関をいう。

政府・自治体：政府、政府関係機関、地方自治体（県市町村）等

産業界：企業、地域産業、商工会議所、財団法人等

地域コミュニティ：地域住民、商店街、NPO 等

教育機関：各種の学校、カルチャーセンター等

(3) 「連携」とは、社会的ニーズと本学の人的資源、知的財産、物的資産をコーディネートし、また社会を学習のフィールドとして活用するなど、社会に対する本学のニーズに応えることにより新しい価値を生み出すことをいう。

(事業)

第 4 条 センターは、第 2 条に規定する目的を達成するため、以下に掲げる本学の社会連携活動の一元的な管理と総合調整を行うとともに、本学の社会連携事業を支援する。

(1) 本学の人的資源、知的財産等を活用した様々な社会的ニーズに対応する事業

(2) 社会をフィールドとする本学の教育・研究プログラムに関する事業

(3) 自治体、産業界、地域コミュニティ等、社会との人的交流に係る事業

2 センターは、自ら、公開講座等の生涯学習プログラムや各種プロジェクトなど、社会または本学のニーズに応えるための社会連携事業を行うことができる。

(組織)

第5条 センターにセンター長1名を置く。

2 センターにセンター事務室長1名を置く。

3 第4条に掲げる事業を行うために、以下の事務組織から選出する職員によって構成するワーキング・グループ（以下「WG」という。）を置き、その職員を「センター・スタッフ」と称する。

- ・総務部総務課（1名）
- ・教育支援部教育支援課（1名）
- ・入試広報部入試広報課（1名）
- ・学生支援部学生支援課（1名）
- ・学生支援部キャリア支援課（1名）
- ・国際交流センター事務室（1名）
- ・教育研究メディアセンター事務室（1名）

4 WGにグループ長、副グループ長を置く。

5 センター運営に係る事項を審議するため、センターに委員会（以下「委員会」という。）を置く。

6 前項の委員会に関する詳細は、別に定める。

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。

2 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 センター長は、本学専任教員の中から学長が委嘱する。

(WGのグループ長、副グループ長)

第7条 WGのグループ長はセンター事務室長が務め、副グループ長は、センター・スタッフの互選によるものとする。

(センター・スタッフ)

第8条 センター・スタッフは、委員会の意見を聴き、学長が任命する。

(顧問)

第9条 センター長は、センター顧問を任用することができる。

(事務)

第10条 センターに関わる事務は、社会連携センター事務室が行う。

(改廃手続)

第11条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第6条第2項の規定にかかわらず、センター開設時のセンター長の任期は、1年とする。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。